

この度、本学におきまして、研究活動における不正行為（ねつ造）があったことが判明いたしました。本件に係る調査においては、本学の教員が、個々のデータを改ざん・盗用したということを確認したのではなく、成果報告書の根拠となる実験データ等の資料の提出を求めましたが、実験内容を確認できるものが提出されなかったため、不正行為（ねつ造）と判断したものです。研究活動において、実験データ等の保存は基本的な事柄であり、その提供を求められた場合に実験結果を客観的に裏付けるデータ等の提出ができなかったことは実験を実施していないと判断されるものです。

本学では、従来から研究活動において不正行為等が行われないう、「研究活動の不正行為への基本的対応方針」及び関係規程を定め、不正行為防止対策に取り組んで参りました。大学の教員は自由な発想で独自の研究活動を行う一方、研究者としての高い倫理観が求められています。当該教員の行為は、研究者としてのモラルに大きく欠けると判断せざるを得ず、今後、厳正な処分を行うよう対処いたします。

本学において、このような事態が生じたことは教育研究機関として誠に遺憾であり、国民の皆様並びに関係機関に深くお詫びを申し上げます。今後、二度とこのような事態が生じないよう、再発防止のための対策に全学をあげて取り組んで参る所存です。

平成22年9月3日

宮崎大学長 菅 沼 龍 夫